

(趣旨)

第1条 この要綱は、公益通報者保護法（平成16年法律第122号。以下「法」という。）に定めるもののほか、公益通報について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 職員 次に掲げる者をいう。

ア 福生市（以下「市」という。）に勤務する者であって、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職の職員又は同条第3項第3号に掲げる職にある者

イ 公益通報の日前1年以内にアに掲げる者であった者

(2) 委託事業者等 次に掲げる者をいう。

ア 市と請負契約その他の契約を締結している事業者の役員及び当該契約に係る業務に従事している労働者（労働基準法（昭和22年法律第49号）第9条に規定する労働者をいう。）

イ 市が指定した指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。）の役員及び当該公の施設の管理に係る業務に従事している労働者

ウ 市に役務提供している労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第2号に規定する派遣労働者

エ 公益通報の日前1年以内にアからウまでに掲げるいずれかの者（ア及びイに規定する役員を除く。）であった者

(3) 外部労働者 次に掲げる者であって、職員及び委託事業者等を除いたものをいう。

ア 法第2条第1項第1号に掲げる労働者（以下アにおいて「労働者」という。）又は公益通報の日前1年以内に労働者であった者

イ 法第2条第1項第2号に掲げる派遣労働者（以下イにおいて「派遣労働者」という。）又は公益通報の日前1年以内に派遣労働者であった者

ウ 法第2条第1項第3号に掲げる者

エ 法第2条第1項第4号に掲げる者

(職員及び委託事業者等からの公益通報)

第3条 職員及び委託事業者等は、通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしていると思料するときは、市長に対して法第3条第1号に規定する公益通報（以下「内部公益通報」という。）を行うことができる。

2 職員及び委託事業者等は、前項の内部公益通報を行うときは、原則として、次の各号に掲げる事項を記載した書面又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）を職員にあつては総務部職員課長（以下「職員課長」という。）、委託事業者等にあつては総務部総務課長（以下「総務課長」という。）に提出するものとする。

(1) 内部公益通報をする者の住所、氏名及び電話番号

(2) 当該通報対象事実の内容

(3) 当該通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしていると思料する理由

(4) 当該通報対象事実について法令に基づく措置その他適当な措置がとられるべきと思料する理由

3 市長は、内部公益通報があつたときは、第5条第1項に規定する福生市内部公益通報調査委員会（以下「委員会」という。）に当該内部公益通報に係る事案の処理を命じなければならない。
（公益通報対応業務従事者）

第4条 市長は、総務部職員課長及び総務部総務課長を、法第11条第1項に規定する公益通報対応業務従事者として指定する。

2 市長は、内部公益通報への対応を適切に行うため、必要に応じ、前項の職員以外の職員を公益通報対応業務従事者に指定することができる。

3 市長は、前2項の規定により指定するときは、当該公益通報対応業務従事者に通知するものとする。

（内部公益通報調査委員会）

第5条 内部公益通報に係る事案を公正に処理するため、委員会を置く。

2 委員会は、委員4人をもって組織する。

3 委員は、副市長、教育長、企画財政部長及び総務部長の職にある者をもって充てる。

4 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長には副市長を、副委員長には教育長をもって充てる。

5 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

7 委員は、自己、配偶者又は三親等内の親族が関係する内部公益通報に係る事案の処理に関与することができない。

8 委員会の庶務は、職員の内部公益通報にあつては総務部職員課、委託事業者等の内部公益通報にあつては総務部総務課において処理する。

(委員会による調査等)

第6条 委員会は、第3条第3項の規定により内部公益通報に係る事案の処理を命じられた場合においては、当該内部公益通報において通報対象事実とされた事案が通報対象事実に該当しないと認めるときを除き、市長が指名する職員を指揮して当該内部公益通報に係る事実についての調査を行わなければならない。

2 委員会は、前項の調査を行うか否かについて決定したときは、直ちにその旨を市長に報告しなければならない。

3 市長は、委員会が第1項の調査を行うときはその旨を内部公益通報調査実施通知書(別記様式第1号)により、調査を行わないときはその旨及びその理由を内部公益通報調査不実施通知書(別記様式第2号)により、当該内部公益通報の翌日から起算して20日以内に、当該内部公益通報をした者(以下「内部公益通報者」という。)に通知しなければならない。

(職員及び委託事業者等の協力等)

第7条 職員及び委託事業者等は、前条第1項の調査のために委員会から協力を求められたときは、これに応じなければならない。

2 前項の規定により調査に協力した職員及び委託事業者等は、その協力した調査に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委員会による報告等)

第8条 委員会は、第6条第1項の調査が終了したときは、その結果について、必要な資料を添えて文書で市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項の規定による報告を受けたときは、速やかに、当該報告に係る調査の結果を内部公益通報調査結果通知書(別記様式第3号)により、内部公益通報者に通知しなければならない。

(市長等による措置等)

第9条 市長は、前条第1項の規定による報告により通報対象事実があると認めるときは、違法行為の是正、告発その他の必要な措置及び再発防止のための必要な措置を講じなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、前条第1項の規定による報告が市長以外の市の執行機関又は議会(以下「市長以外の執行機関等」という。)に関するものであるときは、市長は、当該報告の内容を

当該市長以外の執行機関等に通知しなければならない。

- 3 市長以外の執行機関等は、前項の通知により通報対象事実があると認めるときは、違法行為の是正、告発その他の必要な措置及び再発防止のための必要な措置を講ずるものとする。
- 4 市長以外の執行機関等は、前項の措置を講じたときは、その内容を市長に通知するものとする。
- 5 市長は、第1項の措置を講じたとき又は第3項の措置が講じられたときは、遅滞なく、その内容を内部公益通報措置実施通知書（別記様式第4号）により、内部公益通報者に通知しなければならない。

（不利益な取扱いの禁止等）

第10条 内部公益通報者は、正当な内部公益通報をしたことを理由として、いかなる不利益な取扱いも受けない。

- 2 市長及び市長以外の執行機関等は、内部公益通報者が正当な内部公益通報をしたことを理由として不利益な取扱いを受け、又は受けるおそれがあると認めるときは、遅滞なく改善又は防止のための必要な措置を講ずるものとする。
- 3 市長は、内部公益通報者が正当な内部公益通報をしたことを理由として市以外の事業者から不利益な取扱いを受けたと認めるときは、当該事業者に対し、法の規定を遵守するよう求めるものとする。

（外部労働者からの公益通報）

第11条 外部労働者は、通報対象事実が生じ、若しくはまさに生じようとしていると信ずるに足りる相当な理由があるとき又は通報対象事実が生じ、若しくはまさに生じようと思料しているときは、当該通報対象事実について処分、勧告等をする権限を有する市の機関（議会を除く。以下同じ。）に対して法第3条第2号に規定する公益通報（以下「外部公益通報」という。）を行うことができる。

- 2 外部労働者は、前項に規定する外部公益通報を行うときは、原則として、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した書面又は電磁的記録を総務課長に提出するものとする。

（1） 通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしていると信ずるに足りる相当な理由がある場合 次に掲げる事項

- ア 外部公益通報をする者の住所、氏名及び電話番号
- イ 通報対象事実を証するもの又はその内容
- ウ 通報対象事実に関わる者の氏名又は名称

エ アからウまでに掲げるもののほか、通報対象事実に関し知り得た事項

(2) 通報対象事実が生じ、又はまさに生じようと思料している場合 次に掲げる事項

ア 外部公益通報をする者の住所、氏名及び電話番号

イ 当該通報対象事実の内容

ウ 当該通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしていたと思料する理由

エ 該通報対象事実について法令に基づく措置その他適当な措置がとられるべきと思料する理由

3 総務課長は、前項の書面又は電磁的記録の提出を受けたときは、第13条に規定する場合を除き、直ちに当該書面又は電磁的記録を当該通報対象事実についての処分、勧告等に係る事務を担当する課（課に相当する組織を含む。以下「主管課」という。）の長（以下「主管課長」という。）に送付しなければならない。

（外部公益通報に係る調査等）

第12条 外部公益通報に係る通報対象事実について処分又は勧告等をする権限を有する市の機関（以下「権限機関」という。）は、外部公益通報があった場合においては、当該外部公益通報において通報対象事実とされた事実が通報対象事実該当しないと認めるときを除き、当該外部公益通報に係る事実について調査を行わなければならない。

2 権限機関は、外部公益通報に係る事実についての調査を行うときはその旨を外部公益通報調査実施通知書（別記様式第5号）により、調査を行わないときはその旨及びその理由を外部公益通報調査不実施通知書（別記様式第6号）により、当該外部公益通報のあった日の翌日から起算して20日以内に、当該外部公益通報をした者（以下「外部公益通報者」という。）に通知しなければならない。

3 外部公益通報に係る事実についての調査は、主管課が担当する。

（教示）

第13条 第11条第1項の外部公益通報が誤って当該外部公益通報に係る通報対象事実について処分、勧告等をする権限を有しない市の機関に対してされたときは、同条第2項の書面の提出を受けた主管課長又は総務課長は、当該外部公益通報者に対し、当該外部公益通報に係る通報対象事実について処分、勧告等をする権限を有する行政機関を教示しなければならない。

（通知）

第14条 権限機関は、外部公益通報に係る事実についての調査が終了したときは、速やかに、その結果を市長に報告するとともに、外部公益通報調査結果通知書（別記様式第7号）により、外部

公益通報者に通知しなければならない。

(権限機関による措置等)

第15条 権限機関は、第12条第1項の調査の結果により通報対象事実があると認めるときは、法令に基づく措置その他適切な措置を講じなければならない。

2 権限機関は、前項の措置を講じたときは、速やかに、その内容を市長に報告するとともに、外部公益通報措置実施通知書（別記様式第8号）により、外部公益通報者に通知しなければならない。

(秘密の保持)

第16条 公益通報の事務に携わる職員は、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(公表)

第17条 市長は、公益通報件数及び主な内容（公益通報者に関する情報を除く。）について、毎年度公表するものとする。

(委任)

第18条 この要綱に定めるもののほか公益通報の手続に関し必要な事項は、市長及び市長以外の執行機関等が別に定める。